

第5節 光化学スモッグの発生状況

昭和46年8月9日に府下で初めて光化学スモッグ注意報が発令され、同月27日関西で初めての人体被害が高石市、堺市の学校で発生して以来、表-24のとおり発令回数、被害の訴えが年々増加している。

表-24 年度別光化学スモッグ発生の概要

年度区分 項目		昭和46年度			昭和47年度			昭和48年度			
		予報	注意報	被害訴え	予報	注意報	被害訴え	予報	注意報	警報	被害訴え
年間発令発生数		13回	4回	1,600人	31回	18回	1,640人	48回	26回	1回	3,122人
内 訳	4月	—	0	0	0	0	0	0	0	0	83
	5月	—	0	0	4	1	249	4	1	0	239
	6月	—	0	0	5	4	724	9	5	0	870
	7月	—	0	0	4	3	116	17	10	0	1,769
	8月	—	2	249	6	3	11	9	8	1	132
	9月	11	2	1,345	8	5	376	5	1	0	12
10月	2	0	6	4	2	146	4	1	0	17	
発令、発生の初日		9月2日	8月9日	8月27日	5月7日	5月11日	5月11日	5月1日	5月1日	8月11日	4月23日
発令、発生の終日		10月22日	9月14日	10月22日	10月8日	10月8日	10月7日	10月10日	10月2日	〃	10月3日
オキシダント 年間最高値						0.33ppm(泉佐野10月8日15時)		0.31ppm(河内長野市8月10日14.15時)			
備考	被害訴えの うち入院し た者	8月27日 10人 9月2日 2人 計 12人			6月1日 1人 8月1日 1人 10月3日 18人 計 20人			7月9日 1人			
	被害訴えの 1日最高	513人 (9月2日)			513人 (6月1日)			1,246人 (7月5日)			

(注) 予報発令の制度は昭和46年9月1日から新設された。

昭和48年度における光化学スモッグ予報等の発令状況は、表-25のとおりであり、被害の訴えの状況は表-26のとおりである。7月5日には、大阪市中心部の地域を中心に1,246名の被害の訴えがあり、7月、8月には予報、注意報が連続して発令され、さらに8月11日には警報が初めて発令された。昭和48年度中の発令及び被害の訴えを地域区分別にみると図-29のとおりである。

これによると、泉南地域は、昭和47年度に比べ発令回数が減少し、被害の訴えがなくなっているが、他の地域では発令回数及び被害の訴えが増加している。

表-25 光化学スモッグ予報・注意報等発令状況

(昭和48年度)

月 日	予 報	注意報	発令時刻～解除時刻	発令時間	発 令 地 域	備 考
5. 1	1		12:00～15:00	3:00	1,2,3,4,5,7	
"		1	13:00～15:00	2:00	1,3	
5. 12	2		13:00～16:50	3:50	1,2,3,4	
5. 15	3		11:00～15:00	4:00	1,2,4,5	
5. 24	4		14:40～18:00	3:20	1,4	
6. 2	5		13:20～17:00	3:40	4,6	
6. 4	6		14:10～16:10	2:00	3,5,6	
6. 12	7		13:10～16:50	3:40	7	
"	7		14:00～16:50	2:50	4	
"		2	14:00～16:50	2:50	7	
6. 14	8		11:00～19:00	8:00	1,2,4,7	
"	8		12:00～19:00	7:00	3,5,6	
"		3	12:00～19:00	7:00	4	
"		3	13:00～19:00	6:00	1,7	
"		3	14:00～19:00	5:00	2,3,6	
"		3	15:00～19:00	4:00	5	
6. 16	9		12:30～18:20	5:50	1,2,4	
"	9		13:10～18:20	5:10	3,5,7	
"		4	13:10～18:20	5:10	1,2,4	
"		4	15:00～18:20	3:20	3,5	
6. 20	10		13:20～15:20	2:00	3,5	
6. 25	11		11:10～13:50	2:40	1,2,3,4	
6. 28	12		11:10～18:20	7:10	1,2,3,4,5	
"	12		12:00～18:20	6:20	7	
"		5	12:00～18:20	6:20	1,3,4	
"		5	13:10～18:20	5:10	2,5	
6. 30	13		11:20～15:20	4:00	2,3,4,5	
"		6	12:00～15:20	3:20	3,5	
7. 3	14		13:20～16:40	3:20	1,2,4,7	
7. 4	15		11:30～16:40	5:10	1,2,4	
"		7	13:00～16:40	3:40	1,2,4	
7. 5	16		11:10～18:00	6:50	全域	

月 日	予 報	注意報	発令時刻～解除時刻	発令時間	発 令 地 域	備 考
7. 5		8	12:00～18:00	6:00	1,2,4	
"		8	13:50～18:00	4:10	3,6	
7. 6	17		11:00～17:20	6:20	1,2,3,4,5	
"	17		13:00～17:20	4:20	6	
"		9	12:00～17:20	5:20	3,4,5	
"		9	13:00～17:20	4:20	1,2	
7. 7	18		10:40～17:00	6:20	1,3,4,5	
"	18		12:00～17:00	5:00	2,6	
"		10	12:00～17:00	5:00	1,4	
"		10	13:00～17:00	4:00	6	
7. 9	19		12:00～18:20	6:20	1,3,4	
"	19		13:00～18:20	5:20	6	
"		11	13:00～18:20	5:20	1,4	
"		11	14:00～18:20	4:20	6	
7. 10	20		11:00～18:00	7:00	3,4,5,6	
" "		12	12:00～18:00	6:00	3,4,5,6	
7. 11	21		12:00～17:10	5:10	3,4,5	
7. 12	22		12:00～18:40	6:40	1,3,4,6	
"	22		14:00～18:40	4:40	2	
"		13	13:00～18:40	5:40	1,3,4	
7. 14	23		11:00～15:30	4:30	3	
"	23		12:00～15:30	3:30	4,5	
"		14	13:00～15:30	2:30	3	
7. 15	24		12:00～17:00	5:00	2,3,4,5	
"		15	13:00～17:00	4:00	3	
"		15	14:10～17:00	2:50	5	
7. 24	25		13:50～16:00	2:10	4,6	
7. 25	26		12:10～15:00	2:50	1,2,3,4	
"	26		13:00～15:00	2:00	5,6	
7. 26	27		12:00～17:00	5:00	全城	
"		16	13:00～17:00	4:00	1,2,4	
"		16	14:00～17:00	3:00	3,6	
7. 27	28		14:00～17:30	3:30	4,6,7	
7. 29	29		13:00～16:00	3:00	7	
7. 30	30		12:00～15:50	3:50	1,2,3,4,6,7	

月 日	予 報	注意報	発令時刻～解除時刻	発令時間	発 令 地 域	備 考
8. 8	31		11:00～18:40	7:40	1,4	警報①
"	31		13:00～18:40	5:40	2,3,6	
"		17	14:00～18:40	4:40	1,4,6	
8. 9	32		11:00～17:40	6:40	全 域	
"		18	12:00～17:40	5:40	"	
8. 10	33		11:00～18:00	7:00	"	
"		19	12:10～18:00	5:50	1,2,3,4,5,6	
"		19	14:00～18:00	4:00	7	
8. 11	34		11:10～18:00	6:50	全 域	
"		20	12:10～18:00	5:50	2,3,4,5,6	
"			14:00～16:00	2:00	3	
8. 12	35		11:00～18:30	7:30	3,6	
"	35		12:00～18:30	6:30	1,2,4,5,7	
"		21	12:00～18:30	6:30	3,6	
"		21	13:00～18:30	5:30	1,2,4,5	
"		21	14:00～18:30	4:30	7	
8. 13	36		11:00～18:00	7:00	全 域	
"		22	12:00～18:00	6:00	1,2,3,4,5,6	
8. 21	37		12:00～17:00	5:00	3	
"	37		13:00～17:00	4:00	5	
8. 28	38		13:20～17:00	3:40	3,5,6	
"		23	14:10～17:00	2:50	5	
8. 31	39		12:20～17:20	5:00	1,3,4,7	
"	39		14:00～17:20	3:20	6	
"		24	13:10～17:20	4:10	1,4,7	
9. 4	40		13:00～16:20	3:20	4,7	
"	40		14:50～16:20	1:30	1,6	
9. 8	41		13:20～17:10	3:50	1,2,3,4,6,7	
9. 17	42		13:10～18:00	4:50	1,4	
9. 19	43		13:00～17:00	4:00	1,2,3,4,5,6	
9. 29	44		13:00～17:40	4:40	1,3,4,5	
"		25	15:50～17:40	1:50	4	
10. 2	45		13:00～18:50	5:50	1,4,5	
"	45		14:00～18:50	4:50	2,7	
"		26	14:00～18:50	4:50	4	

月 日	予 報	注意報	発令時刻～解除時刻	発令時間	発 令 地 域	備 考
10. 2		26	15:10～18:50	3:40	1	
10. 3	46		11:20～16:00	4:40	1,2,3,4,5	
10. 4	47		15:00～17:00	2:00	全 域	
10. 10	48		14:10～17:50	3:40	1,4	

(注) 発令地域区分

- 1 大阪市中心部の地域
大阪市のうち西淀川区、東淀川区、旭区、城東区、住吉区及び東住吉区を除く地域
- 2 大阪市北部及びその周辺地域
大阪市のうち西淀川区、東淀川区の地域並びに豊中市、吹田市及び摂津市の地域
- 3 東大阪地域
大阪市のうち旭区、城東区の地域並びに守口市、門真市、寝屋川市、交野市、四条畷市、大東市、東大阪市、八尾市、及び柏原市の地域
- 4 堺市及びその周辺地域
大阪市のうち住吉区、東住吉区の地域並びに堺市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町の地域
- 5 北大阪地域
枚方市、高槻市、茨木市、箕面市、池田市、島本町、能勢町及び東能勢村の地域
- 6 南河内地域
富田林市、河内長野市、美原町、狭山町、太子町、河南町及び千早赤阪村の地域
- 7 泉南地域
岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南町、熊取町、田尻町及び岬町の地域

表-26 光化学スモッグ被害の訴え状況

(昭和48年度)

年月日	被害の訴え状況			発令状況			備考
	市	件数	人員	予報	注意報	発令地域	
48.4.23	1	1	83				発令なし
5.1	5	9	163	1	1	①2、③4、5、7	
5.12	1	1	15	2		1、2、3、4	
5.15	3	5	53	3		1、2、4、5	
5.24	1	3	8	4		1、4	
6.11	1	1	32				発令なし
6.12	1	3	12	7	2	4、⑦	
6.14	7	13	462	8	3	①②③④⑤⑥⑦	
6.15	1	1	5				発令なし
6.16	2	2	5	9	4	①②③④⑤7	
6.18	1	1	7				発令なし
6.25	2	4	48	11		1、2、3、4	
6.28	7	11	264	12	5	①②③④⑤7	
6.30	1	1	35	13	6	2、③、4⑤	
7.3	2	5	18	14		1、2、4、7	
7.4	1	2	9	15	7	①、②、④	
7.5	16	24	1,246	16	8	①、②、③、④、5、⑥、7	
7.6	10	16	224	17	9	①②③④⑤⑥	
7.7	4	7	79	18	10	①、2、3④、5、⑥	
7.9	6	11	90	19	11	①、3、④⑥	入院1人
7.10	5	7	58	20	12	③④⑤⑥	
7.11	2	2	13	21		3、4、5	
7.12	2	2	31	22	13	①2、③④⑥	
7.14	1	1	1	23	14	③、4、5	
8.9	4	4	69	32	18	①②③④⑤⑥⑦	
8.10	5	5	9	33	19	①②③④⑤⑥⑦	
8.11	3	3	26	34	① 20	1、②③④⑤⑥⑦	警報1号発令
8.13	2	2	28	36	22	①②③④⑤⑥⑦	
9.17	1	1	6	42		1、4	
9.19	1	1	3	43		1、2、3、4、5、6	
9.29	1	1	3	44	25	1、3、④5	
10.2	1	4	8	45	26	①、2④5、7	

年 月 日	被害の訴え状況			発 令 状 況			備 考
	市	件数	人 員	予報	注意報	発 令 地 域	
48.10.3	1	2	9	46		1、2、3、4、5	
計		156	3,122				

- (注) 1 発令地域区分は、表-25の注に同じ。
2 ○印のないもの—予報のみ発令地域
3 ○印—注意発令地域
4 ◎印—警報発令地域

図-29 地域別光化学スモッグ発生状況 (昭和48年度)

